

会社に対する貸付金の出資への振り替え

(デッド・エクイティー・スワップ)

税理士法人 山田&パートナーズ 法人・資産税第2部 木村 篤志

【問い】 私は私の会社（株式会社。以下同じ）に対して多額の貸し付けをしています。しかし、会社は債務超過の状態が継続し資金繰りが厳しいため貸付金が戻ってくる見込みはありません。しかし、私に相続が発生した場合には、この貸付金が相続財産になると聞きました。この貸付金を整理するよい方法はありませんか？

【答え】 時価ベースで債務超過の会社に対する貸付金を会社に対する出資に振り替えることにより相続税の評価額を引き下げることができます。

一、会社に対する貸付金の整理

債務超過の会社に資金を貸し付けている場合、この貸付金は資金化が難しいにもかかわらず貸し付けている人の相続財産（貸付金）になってしまいます。しかし、この貸付金を会社に対する出資に振り替えることにより相続税の評価額を引き下げることができます。

例えば、資産が一億円、負債が二億円の会社（評価額ゼロ円）が、一億円を出資に振り替えたとしても、資産が一億円・負債が一億円の会社なので、結局評価額ゼロ円になるからです。

二、具体的な整理の方法

(一) 現物出資
会社に対する貸付金を現物出資す

る方法です。貸付金を現物出資する場合には原則として裁判所の選任した検査役の調査が必要になります。検査役が現物出資資産の評価額を査定し、その結果算出された評価額が現物出資資産の評価額になります。

なお、現物出資額が五百万円以下の場合には検査役の調査なしに簡単に現物出資をすることができます。

(二) 合併を利用した貸付金の整理

会社に貸し付けている金額が五百万円を超える場合には、この貸付金を五百万円に分け別々に現物出資することにより検査役の調査を避ける方法もあります。しかし、合名会社や資会社（以下「合名会社など」といいます）を利用することにより一気に現物出資する方法もあります。

この方法は、まず貸付者が所有している会社に対する貸付金を現物出資して合名会社などを設立します。合名会社などを設立するための現物出資については検査役の調査が必要ありません。その後、債務超過会社と新たに設立した合名会社などと合併することにより貸付金の出資への振り替えが完了します。なお、商法上債務超過会社を消滅会社とする合併は認められていないため、存続会社は債務超過会社とします。債務超過会社を存続会社とする合併は逆さ合併（消滅する会社の純資産の方が大きい）となるため、債務超過会社を存続会社とする正当な理由が必要になります。

(三) 金銭による増資

貸付者に貸付金と同額の余剰資金がある場合には増資を利用することにより貸付金を出資に振り替えることができます。

この方法は、債務超過会社にいったん貸付金相当額の増資をします。そして、会社は増資によって増加した資金をもって貸付者からの借入金返済するという方法です。

三、貸付金振り替えに伴う主な留意点
貸付金を出資に振り替えた場合には、次のような税金が増加します。

(一) 住民税（山形県の場合）の均等割り（従業員五十人以下）
資本金一千万円以下

七万円
資本金一千万円超一億円以下
十八万円

(二) 法人税率

期末資本金一億円未満
所得金額八百万円以下の部分

二二％
所得金額八百万円超の部分
三〇％

未資本金一億円以上
すべて三〇％

(三) その他

増資に伴う登録免許税
交際費などの損金算入枠
中小企業の特例
など